

## 令和8年度「女性のためのリスキリングセミナー等開催」業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度「女性のためのリスキリングセミナー等開催」業務

### 2 業務目的

結婚、育児、介護などのライフイベントを機に離職した女性に対し、デジタル活用がより身近になった現代社会に対応した実践的なIT・デジタルスキルの習得を支援し、再就業に向けた道のりを伴走することで、心理的ハードルを払拭し、個々の希望に応じた多様な働き方による早期の社会復帰およびキャリア形成を促進することを目的とする。

### 3 業務内容（本仕様書において、以下の業務を総称して「セミナー等」という。）

#### (1) リスキリングセミナーの開催

「2 業務目的」を達成するためのセミナーを開催する。

次のア～オを踏まえ、業務目的の達成指標を設定することとし、具体的な講座内容、実施時期、実施回数、スケジュール、想定するターゲット、その他工夫した点等を提案すること。

ア 対 象：主に市内で就業を希望する女性（男性が希望すれば参加可能とする）

イ 定 員：最低15名とする。

ウ 開催方法：eラーニング研修、オンライン研修、対面型研修又は前述の研修形式を併用した研修等開催方法を提案すること。

エ 参加者募集：より多くの方の参加につながるよう（「イ 定員」を目標とする。）、事業周知の広報及び参加者募集を行うこと。募集の方法については、提案による。

オ そ の 他：セミナーにおいてPCが必要な場合、受講者用のPCについて提案すること。

#### (2) 個別キャリア相談会の実施

(1)のリスキリングセミナー終了後、全参加者に対し就労支援に向けた「個別キャリア相談会」を実施する。相談会においては、就業を希望又は就労中の求職者に対し、キャリア形成に関する相談に対応するほか、就職に必要なスキルを身に着けるために必要なキャリアコンサルティングを実施する。

相談会実施については、実施方法、時期、回数、スケジュール、その他工夫した点等を提案すること。

### 4 セミナー等参加者の募集・受付・管理に係る事務

(1) 参加者は原則事前申込とし、受託者において募集・受付を行うこと。

(2) 参加者の情報管理については、遺漏なく適切に行うこと。

(3) 必要に応じて、参加者募集に伴うポスターやチラシ等の作成や配布、広報誌への掲載等を行うこととし、広報媒体の種類、広報媒体の選定理由、広報スペースや掲載回数を明確にす

ること。

- (4) セミナー等の実施については必ず「問い合わせ窓口」を設け、参加申込者等からの問い合わせに対応すること。なお、回答内容については、必要に応じて佐賀市に相談すること。

## 5 業務の運営・報告等

- (1) 業務目的に即した内容を企画し実施すること。
- (2) セミナー等の実施については、事業効果やニーズを把握・分析するため、必要に応じて参加者へアンケートを実施すること。
- (3) セミナー等の運営に当たり必要となる消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去等については、受託者の責任において行うこと。
- (4) オンラインでの配信を行う場合は、配信がスムーズに行えるよう、受講者のサポートや進行の補佐を務めるスタッフを配置し、オンライン開催のための機材・ツール等を手配すること。
- (5) セミナー等の様子を写真等により記録すること。
- (6) 業務完了報告書については、実施結果(開催日ごと、内容、参加者、アンケート結果、業務目的の達成状況等)を記載し、業務の完了後に提出すること。

## 6 託児

セミナー等実施については、参加者（オンライン配信参加者を除く）が希望に応じて子を預けられるよう託児の希望を確認すること。託児希望がある場合は、託児業者の手配、必要な場所を確保すること。

## 7 宣材の作成・提供

本業務の成果を広く広報するため、本市が管理するWebサイトやSNS等に掲載するための宣材を提供すること。

## 8 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては本市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、本業務に係る本市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。本仕様書に定めていない事項については、本市と協議して定めるものとする。
- (2) 開催日程、会場及び内容は、契約後に本市と協議のうえ、決定する。
- (3) 次に掲げる項目は、本業務に含むものとする。
  - ア セミナー等の開催・運営にかかる機材、物品等の調達
  - イ 参加者募集に係る費用負担
  - ウ 講師、協力者、開催場所等への交渉・許可申請
  - エ 使用料、交通費、謝礼等の費用負担

- (4) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (5) 本業務のために作成、使用した宣材等の著作権等の権利は、本市に帰属するものとする。

## 9 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。